

平成 30 年 7 月豪雨による災害にかかる災害救助法適用地域について

災害救助法適用地域は以下のとおりです。【最終更新日：平成 30（2018）年 7 月 17 日】

【高知県】

安芸市（第 1 報、法適用日：平成 30 年 7 月 6 日）

長岡郡本山町（第 5 報、法適用日：平成 30 年 7 月 6 日）

香南市（第 6 報、法適用日：平成 30 年 7 月 6 日）

宿毛市（第 6 報、法適用日：平成 30 年 7 月 7 日）

土佐清水市、幡多郡三原村（第 6 報、法適用日：平成 30 年 7 月 8 日）

幡多郡大月町（第 10 報、法適用日：平成 30 年 7 月 8 日）

【鳥取県】

鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町（第 2 報、法適用日：平成 30 年 7 月 6 日）

東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町（第 5 報、法適用日：平成 30 年 7 月 6 日）

【広島県】

広島市、安芸郡坂町（第 2 報、法適用日：平成 30 年 7 月 5 日）

呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町（第 5 報、法適用日：平成 30 年 7 月 5 日）

【岡山県】

岡山市、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町（第 3 報、法適用日：平成 30 年 7 月 5 日）

苫田郡鏡野町（第 5 報、法適用日：平成 30 年 7 月 5 日）

玉野市（第 7 報、法適用日：平成 30 年 7 月 5 日）

小田郡矢掛町（第 9 報、法適用日：平成 30 年 7 月 6 日）

【京都府】

福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町（第 4 報、法適用日：平成 30 年 7 月 5 日）

【兵庫県】

豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町（第 4 報、法適用日：平成 30 年 7 月 5 日）

姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町（第 4 報、法適用日：平成 30 年 7

月 6 日)

養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町 (第 4 報、法適用日：平成 30 年 7 月 7 日)

【愛媛県】

宇和島市、大洲市、西予市 (第 4 報、法適用日：平成 30 年 7 月 5 日)

今治市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町 (第 5 報、法適用日：平成 30 年 7 月 5 日)

【岐阜県】

高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村 (第 8 報、法適用日：平成 30 年 7 月 6 日)

岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町 (第 8 報、法適用日：平成 30 年 7 月 8 日)

【福岡県】

飯塚市 (第 11 報、法適用日：平成 30 年 7 月 5 日)

【島根県】

江津市 (第 12 報、法適用日：平成 30 年 7 月 6 日)

【山口県】

岩国市 (第 13 報、法適用日：平成 30 年 7 月 6 日)